

平成 30 年 3 月 26 日

工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部改正について

工事請負契約約款及び製造請負契約約款の一部を改正しますのでお知らせします。

1 改正の概要

社会保険加入促進に向けた国の対応を受けて、横浜市においても現在行っている社会保険未加入業者を一次下請の相手方としてはならないとする対応を、二次以下を含む全ての下請に拡大するため、両契約約款第 8 条の 2 の規定を改正します。

2 適用開始日

平成 30 年 4 月 1 日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

3 その他

改正後の契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」に 4 月 1 日以降に掲載します。

また、それぞれの契約の「誘引」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※ 適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

担当：財政局契約第一課 電話：671-2246

工事請負契約約款（新旧対照表）

財政局契約部契約第一課

工事請負契約約款

現行	改正	備考
<p>工事請負契約約款</p> <p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p><u>（請負人の契約の相手方となる</u> 下請負人の健康保険等加入義務)</p> <p>第8条の2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>請負人が直接締結する下請契約の相手方</u>としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を請負人が提出したときはこの限りでない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(以下省略)</p>	<p>工事請負契約約款</p> <p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務)</p> <p>第8条の2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出したとき、<u>又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認めるとき</u>はこの限りではない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(以下省略)</p>	<p>二次以下の下請負人にも適用</p> <p>二次以下の下請負人にも適用</p> <p>書類提出以外の適用除外事由を追加</p>

製造請負契約約款（新旧対照表）

財政局契約部契約第一課

製造請負契約約款

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">製造請負契約約款</p> <p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p><u>（請負人の契約の相手方となる</u>下請負人の健康保険等加入義務）</p> <p>第8条の2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>請負人が直接締結する</u>下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を請負人が提出したときはこの限りでない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">製造請負契約約款</p> <p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務)</p> <p>第8条の2 請負人は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を請負人が提出したとき、<u>又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ製造の施行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認めるとき</u>はこの限りでない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(以下省略)</p>	<p>二次以下の下請負人にも適用</p> <p>二次以下の下請負人にも適用</p> <p>書類提出以外の適用除外事由を追加</p>